

第3回 港湾工事における大規模仮設工等に関する技術検討委員会

議 事 概 要

- ・ 日 時：平成27年12月4日（金） 10:00～11:30
- ・ 場 所：合同庁舎2号館15階 海事局会議室
- ・ 出席者：磯部委員長、高橋委員、阿部委員、大幢委員、山本委員、大野委員、小泉委員、山崎委員、仙田委員（代理）、尾崎委員、浅輪委員、平野委員（代理）、加藤委員、下迫委員、水谷委員、井山委員 他

1. 主な議事

○事務局より資料の説明をすると共に委員会メンバーにより、成果のとりまとめ方針（案）及び委員会成果のアウトプットイメージである「設計・施工ガイドラインのイメージ（案）」（以下、ガイドラインという）についての検討・意見交換を行った。

2. 主な意見等

【成果のとりまとめ方針（案）及びガイドライン全般について】

- 出来上がった成果（ガイドライン）は、実際に活用されることが重要であるため、各種の研修や現場で活用し、業界の方にも参考となるよう広く周知すること。
- ガイドラインは、基本的な考え方や過去の事例を紹介するものであり、その活用の仕方や留意点については、使用者に対して研修等で十分に説明する必要がある。
- ガイドラインの大きな目的は、設計と施工の連携である。設計時から施工時に対応すべきことを事前に検討すること、設計時の思想を施工時にスムーズに引き継ぐこと、施工時に設計時の思想を十分に理解した上で安全に施工を行うことといった、設計開始から施工完了に至る一連の考え方をうまくつなげる工夫が必要。
- ガイドラインでの事例紹介（第6章）にあたっては、配慮すべき事項を過去の事例を踏まえて細かく記載すること。また、巻末に附録として掲載する個別事例は、工事名や業者等が特定できないよう加工するものとする。
- ガイドラインの中で、それぞれの実施項目について、誰が行うか、誰が責任を負うかを分かるように整理する必要がある。
- 本委員会の成果を「港湾の施設の技術上の基準」、「港湾工事共通仕様書」等へ反映する際の改訂の方針についても、今後、本委員会で取りまとめる。

【ガイドラインの各章の内容や追加すべき内容等について】

- ガイドラインの現時点のタイトル案は、対象が大規模仮設工に限定しているような印象を与えるため、内容を包括したものに再考した方がよい。
- ガイドラインを活用するための手順を示したフローチャートがあるとわかりやすいのではないか。
- 今後もあらゆる事例を共有していくことが重要であるため、P.5 の第2章の総則に、各々が事例収集・分析に努めるよう明記する。
- P.5 の「2.1 設計の基本原則」において、「本体構造物の設計では、」と限定された記載になっているが、仮設工や特殊施工を含めた本体構造物の全体の設計から施工の完了に至る一連の過程が対象であることがわかるよう表現を工夫すべき。
- P.7 の「3.1 標準的な施工手順の設定」において、「できるだけシンプルな工法・手順とすることを第一」との記載があるが、一概に特殊施工はシンプルにすべきとはいえない。技術開発や新技術へのチャレンジ意欲を損なわないような表現にすべき。
- P.7 の「3.3 設計上配慮すべき施工過程の抽出と安全性の検討」はガイドラインの中でも特に重要な項目であり、どれだけ配慮すべき施工過程を抽出できるか、どれだけ安全性の検討ができるかがポイントである。項目名等はもう少し内容を反映したわかりやすいものに工夫した方がよい。
- P.8 の「3.4 リスクの評価とその対応」やP.12 の「5.1 施工過程の検証」等において、それぞれ“リスク”や“問題”が「発生していないかどうかを検証すること」というような表現とすると、小さいものが軽視される懸念あり。それよりも例えば“リスクの抽出と把握”や“問題の有無の確認”等として、事業者の問題解決力を競わせ、各自工夫ができるような仕組みを追記すべき。
- P.8 の「3.4 リスクの評価とその対応」やP.12 の「5.1 施工過程の検証」等においては、問題が起きた場合の対応方法についても検討するよう追記する。
- P.8 の「3.5 施工段階への申し送り」において、その方法としては、全ての港湾工事で行うこととなっている「三者協議」を活用すべきであり、その旨追記するとともに、第2章の総則や追加するフローチャートにも位置づけるとよい。
- P.7 の第3章やP.12 の第5章において、たとえどんなにリスク管理の検討・対策をしたとしても不測の事態は起きてしまうものであるため、その発想を検討させるよう追記すべき。また、現場でリスク管理をするためのチェックリストを作成するよう追記する。
- 最近推進されている「粘り強い化」についても、追加的な施工を行う場合があり、ガイドラインで追記すべきか検討する必要がある。

以上